

国の手引きと計画案との比較

(1)ア 資料 1 - 4

国民健康保険保健事業の実施計画(データヘルス計画)策定の手引き (令和5年5月18日改正) 厚生労働省保険局

【データヘルス計画】

計画に記載すべき事項	計画案の該当箇所	
	P.	章
(1) 基本的事項		
①計画の趣旨	1～4	1章1～2
②計画期間	4	1章3
③実施体制・関係者連携等の基本的事項	5～6	1章5
(2) 現状の整理		
①保険者の特性	8～11	2章全体
②前期計画に係る考察等	12～28	3章全体
(3) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出	29～43	4章全体
(4) データヘルス計画（保健事業全体）の目的、目標、目標を達成するための戦略	44～45	5章全体
(5) 健康課題を解決するための個別の保健事業	46～50	6章1
(6) 個別の保健事業及びデータヘルス計画（保健事業全体の評価・見直し）	60	8章全体
(7) 計画の公表・周知	60	9章1
(8) 個人情報の取り扱い	60	9章2
(9) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項	51	6章2

【特定健診等実施計画】

計画に記載すべき事項	計画案の該当箇所	
	P.	章
(1) 達成しようとする目標 ・ 特定健診の実施率及び特定保健指導の実施率に係る目標	52	7章1
(2) 特定健診などの対象者数 ・ 対象者数の見込みの推計	52	7章2
(3) 特定健康診査等の実施方法 ・ 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 ・ 周知や案内方法 ・ 事業者健診等他の健診のデータを保有者から受領する方法 ・ 特定保健指導の対象者の抽出の方法 ・ 実施に関する毎年度の年間スケジュール等	53～54	7章3(1)～(4)
	54	7章3(6)
	55	7章3(7)
	56	7章4(1)
	58	7章4(4)
(4) 個人情報の保護 ・ 健診/保健指導データの保管方法や保管体制等	60	9章2
(5) 特定健診等実施計画の公表・周知 ・ 広報やHPへの掲載等による公表やその他周知方法 ・ 特定健診等を実施する趣旨の普及啓発方法	60	9章1
	54	7章3(6)
(6) 特定健診等実施計画の評価及び見直し ・ 評価結果や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方	14～21	3章1～2
	60	8章